

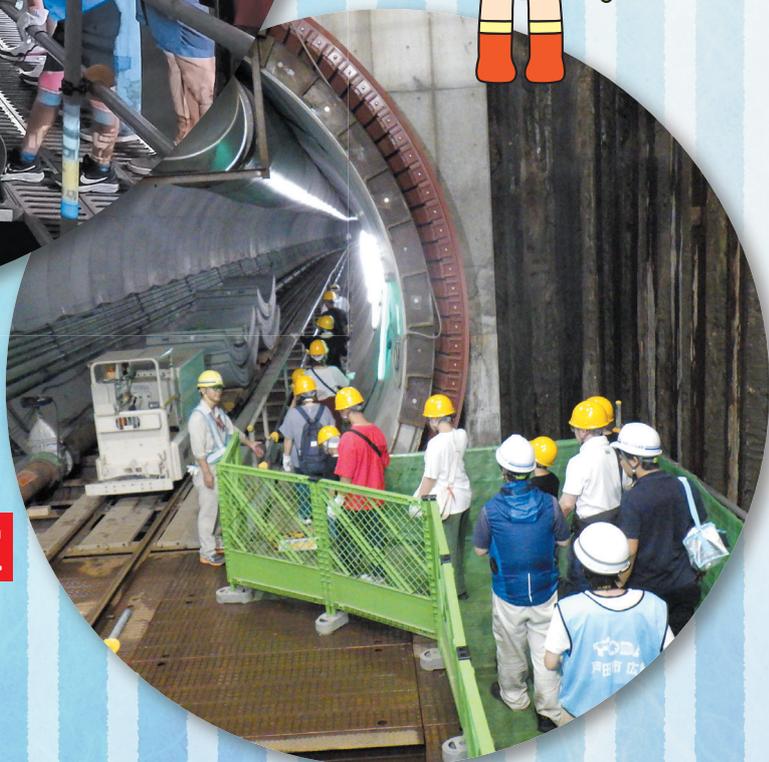
# みずのめぐみ

vol.29

2024

11.1

# 11



## P2-5 **特集** 水道料金等の改定

P5 令和5年度決算(水道・下水道)

- P6 ● 雨水貯留管建設工事現場見学会  
● 雨水貯留タンク設置補助

P7 新規デザインマンホールカード配布

- P8 ● 上下水道使用料金クレジットカード収納代行会社変更に伴う切り替え手続きについて  
● 漏水を発見したときには  
● 【募集】パブリック・コメント

# 今後も安定して安全な水を市民の皆様へ届けるため、 令和7年4月1日、29年ぶりに<sup>(※)</sup> 水道料金等を改定します。



水道は、市民生活にとって欠かすことのできないライフラインです。安心・安全な水道を維持していくためには、施設の維持管理や更新が必要となりますが、物価高騰による費用増加や今後見込まれる人口減少による給水収益の減少により、平成8年4月1日に設定した料金水準のままでは、財源が大幅に不足することになります。

このような水道事業を取り巻く厳しい現状を踏まえ、令和6年1月2日付けで、戸田市上下水道事業経営審議会会長から市長あてに、「戸田市水道事業における適正な水道料金の設定について」の提言書が提出されました。この提言書に基づき、適正な水道料金の設定について、市長から審議会へ諮問し、審議会において審議を重ねた結果、令和6年6月21日付けで審議会会長から市長へ答申書が提出され、この答申書に基づく改正給水条例が、令和6年9月市議会において可決されたことにより、令和7年4月1日から水道料金及び分担金・加入金を“29年ぶり”に改定することとなりました。

今後も安定して安全な水を市民の皆様へ届けるため、ご理解をお願いいたします。

※ 消費税法等の改正に伴う消費税等分の転嫁による改定を除く。

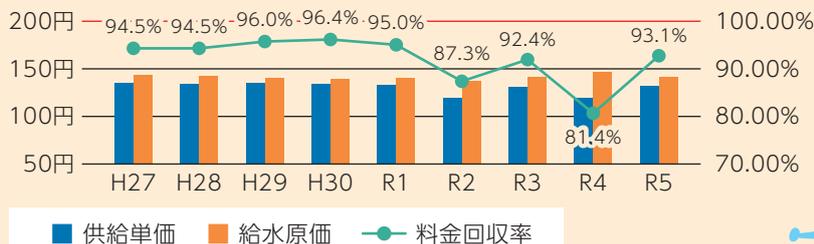
## 水道料金等改定の背景について

### ◎水道料金等改定の理由

水道事業は、水道料金収入によって経費を賄う「独立採算制」が原則となっていることから、一般会計(税金)からの繰り入れ等に頼ることなく運営する必要があります。分担金等収入や水道施設に係る修繕等の先送りにより、黒字経営を維持してきたものの、給水に係る費用と水道料金収入のバランスを示す指標である「料金回収率」は恒常的に100%を下回っており、健全な事業運営が確保されているとは言い難い状況となっていました。

料金回収率とは

供給単価(水道料金収入)と給水原価(給水に係る費用)のバランスを示す経営指標で、100%を下回る場合には、赤字経営となり、赤字部分の費用を他の収益で賄っていることとなります。令和5年度料金回収率93.06%を例にとると、100円で製造した水道水を93.06円で売っている計算になります。なお、水道料金の徴収状況を示す料金収納率は、令和5年度までの過年度調定分で99.97%となっています。



100円で作ったお水を93円で売っていると、7円の赤字になっちゃうね

足りない分は、新築の建物が水道を使用するための分担金などで補っているポタ。

この赤字部分を補っているのが住宅の新築や口径変更の際などにご負担いただく分担金・加入金です。この分担金・加入金は宅地開発面積の縮小や人口動態に影響を受け、今後の減少が見込まれることから、収益確保のため、水道料金とともに改定します。

### 分担金等収入と純利益の推移



※R2・R4は水道料金基本料金減免を実施したため、料金回収率が特に減少しています。

## ◎水道料金改定の水準

審議会では、現行の水道料金水準が維持された場合、収益的収支における赤字額の急激な増加や老朽化した水道施設を更新するための財源が確保されないため、新たに設定する水道料金水準は、料金回収率100%の確保や資産維持費を計上することとして算定した結果、平均61.20%の料金改定が必要であると判断されました。しかし、近年の市民生活における物価高騰に伴う家計負担等を考慮すると、あまりにも大きい改定率であるため、資産維持費の計上を見送り、令和7年度から令和9年度までの3年間に於いて、料金回収率100%を維持することができるよう、平均33.66%の料金改定が必要であるという意見が付帯されましたことから、この答申を踏まえ、水道料金表を以下のとおり改定します。

### 資産維持費とは

水道料金水準の設定にあたり、現行の給水サービスを維持するために実施する配水管や浄水場など水道施設の更新に備えるために確保するお金のこと。

資産維持費が計上されていない水道料金水準の場合、将来の更新に必要な財源が適切に確保されず、安定的な水道事業運営に支障をきたす可能性があります。現在の試算では年間約5億円を確保する必要があります。

本当は水道料金に、  
将来の水道施設の維持管理を  
していくための費用を上乗せする  
必要があるんだボタ。



## 改定後料金表

### ① 基本料金

(消費税等除く)

□ 径	基本料金(1月)			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
13mm	450円	340円	110円	32.35%
20mm	830円	620円	210円	33.87%
25mm	1,130円	840円	290円	34.52%
40mm	2,950円	2,200円	750円	34.09%
50mm	7,630円	5,700円	1,930円	33.86%
75mm	14,040円	10,500円	3,540円	33.71%
100mm	27,680円	20,700円	6,980円	33.72%
150mm	77,160円	57,700円	19,460円	33.73%

### ② 従量料金

(消費税等除く)

使用水量(1月)	従量料金(1㎡につき)			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
1㎡から10㎡までの分	60円	45円	15円	33.33%
10㎡を超え 20㎡までの分	105円	80円	25円	31.25%
20㎡を超え 30㎡までの分	160円	120円	40円	33.33%
30㎡を超え 50㎡までの分	215円	160円	55円	34.38%
50㎡を超え100㎡までの分	265円	200円	65円	32.50%
100㎡を超える分	355円	260円	95円	36.54%

### ③ その他の料金

(消費税等除く)

区分	基本料金	使用水量(1月)	従量料金(1㎡につき)			
			新料金	旧料金	改定額	改定率
公衆浴場用	□径別による	1㎡から200㎡までの分	75円	55円	20円	36.36%
		200㎡を超える分	105円	80円	25円	31.25%
臨時用	-	1㎡につき	350円	260円	90円	34.62%

## 世帯人数及び口径別における水道料金の見込み

一般家庭で使用される口径20mmの平均的な世帯使用水量\*等から2か月分の水道料金を算出。

\*東京都水道局HP参照

(消費税等含む)

	使用者例		一般家庭				小中規模工場等	大規模集客施設等
	世帯人数/口径	使用水量	1人	2人	3人	4人	40mm	100mm
			16m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	46m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>
戸田市	改定後	料金	2,882円	4,301円	5,456円	6,512円	91,300円	809,556円
		改定額	726円	1,067円	1,342円	1,606円	23,430円	214,786円
		改定率	33.67%	32.99%	32.62%	32.74%	34.52%	36.11%
	現行	料金	2,156円	3,234円	4,114円	4,906円	67,870円	594,770円

## 料金適用時期について

4月1日料金改定

検針月	令和7年2月	3月	4月	5月	6月	7月
継続使用	旧料金適用			新料金適用		
新規使用	新料金適用					

\*経過措置として、継続使用者については料金改定後最初の検針まで旧料金適用。検針月は、市内西部は偶数月、東部は奇数月です。

\*継続使用者とは、令和7年3月31日までに水道使用の申込がされて、かつ、水道の使用水量(1m<sup>3</sup>以上)を4月または5月の検針時に確認できる場合。

## 水道料金(基本料金と従量料金の合計金額)早見表 2か月分(税込) ※一般家庭用

使用水量	水道料金			使用水量	水道料金		
	口径13mm	口径20mm	口径25mm		口径13mm	口径20mm	口径25mm
5m <sup>3</sup>	1,320円	2,156円	2,816円	65m <sup>3</sup>	9,322円	10,158円	10,818円
10m <sup>3</sup>	1,650円	2,486円	3,146円	70m <sup>3</sup>	10,505円	11,341円	12,001円
15m <sup>3</sup>	1,980円	2,816円	3,476円	75m <sup>3</sup>	11,687円	12,523円	13,183円
20m <sup>3</sup>	2,310円	3,146円	3,806円	80m <sup>3</sup>	12,870円	13,706円	14,366円
25m <sup>3</sup>	2,887円	3,723円	4,383円	85m <sup>3</sup>	14,052円	14,888円	15,548円
30m <sup>3</sup>	3,465円	4,301円	4,961円	90m <sup>3</sup>	15,235円	16,071円	16,731円
35m <sup>3</sup>	4,042円	4,878円	5,538円	95m <sup>3</sup>	16,417円	17,253円	17,913円
40m <sup>3</sup>	4,620円	5,456円	6,116円	100m <sup>3</sup>	17,600円	18,436円	19,096円
45m <sup>3</sup>	5,500円	6,336円	6,996円	105m <sup>3</sup>	19,057円	19,893円	20,553円
50m <sup>3</sup>	6,380円	7,216円	7,876円	110m <sup>3</sup>	20,515円	21,351円	22,011円
55m <sup>3</sup>	7,260円	8,096円	8,756円	115m <sup>3</sup>	21,972円	22,808円	23,468円
60m <sup>3</sup>	8,140円	8,976円	9,636円	120m <sup>3</sup>	23,430円	24,266円	24,926円

水道使用量等のお知らせ		水栓番号 (計測可能な番号)
検針月	令和7年2月	
検針口径	13mm	
検針メーター番号		
今回検針の検針メーターの検針値	m <sup>3</sup>	
前回検針の検針メーターの検針値	m <sup>3</sup>	
上水道使用量	m <sup>3</sup>	
下水道使用量	m <sup>3</sup>	
基本料金	円	
従量料金	円	
今回請求予定金額(税込)	円	
今回請求予定金額(税別)	円	

検針票から、口径・使用水量・料金(改定前後の金額比較)の確認ができます。また、調定年<sup>1</sup>月<sup>2</sup>が検針月になります。



参考

### 料金改定後の水道水と市販ミネラルウォーターの2ℓあたりの値段の違いについて

- ◎水道水(口径20mmリ2か月30m<sup>3</sup>使用の場合)……2ℓ=約0.2円
- ◎市販されているミネラルウォーター……………2ℓ=約118円\*
- \*「小売物価統計調査結果2024年8月データ」(総務省統計局)



水道水100円分は約1000ℓなんだボク。

1000ℓは、家の浴槽の水を5回入れ替えた量と同じくらいだよ。



## 分担金及び加入金の改定について

住宅の新築や口径変更時などに発生する分担金・加入金に係る収入については、今後の水道施設更新等に係る財源確保のため、県内水道事業体全56団体の平均額(令和6年2月時点)と同額として料金表を改定します。

メーター口径	新料金	旧料金	改定額
13mm	140,000円	100,000円	40,000円
20mm	230,000円	160,000円	70,000円
25mm	480,000円	400,000円	80,000円
40mm	1,590,000円	1,300,000円	290,000円
50mm	2,690,000円	2,200,000円	490,000円
75mm	7,020,000円	5,500,000円	1,520,000円
100mm	13,630,000円	10,430,000円	3,200,000円
150mm	26,340,000円	22,600,000円	3,740,000円
200mm以上	メーターの口径の断面積及び流量を基礎として管理者が定める額		

※新料金の適用にあたっては、令和7年4月1日以後に申込をしたものから適用し、令和7年3月31日までに申し込みをし、かつ、令和7年9月30日までに給水工事がしゅん工した場合は、旧料金を適用する。

## 適正な水道料金の設定について

令和7年4月1日からの料金改定では、物価高騰に伴う家計負担等を考慮し、今後の水道施設更新等に備え、留保すべきとされている資産維持費を計上していません。また、少しでも改定率を抑えるため、料金算定期間を令和7年度から令和9年度までの3年間としたことから、令和10年度には料金回収率は100%を下回る可能性があります。将来にわたり健全な水道事業経営及び安全で強靱な水道施設を維持していくため、現在策定中である、上下水道事業の中長期的な事業計画や収支計画を定める上下水道ビジョン等に基づき、今後の人口動向や水需要を反映させた適正な水道料金の設定について継続的に検証してまいります。

料金改定等について、市民の皆様幅広く周知するため、令和6年12月12日から27日まで（予定）、市役所2階ロビーにてパネル展示を実施します。



令和  
5年度

# 上下水道事業会計決算の概要

水道事業

**収益的収支:** 水道事業の運営に係る収支で、水道施設に係る修繕等を先送りしたことにより当年度純利益1億3,338万円を計上

1. 営業収益(給水収益等)	22億3,664万3千円
2. 営業費用(事業運営費用)	21億7,952万7千円
<b>A営業利益(1-2)</b>	<b>5,711万6千円</b>
3. 営業外収益(長期前受金戻入等)	1億2,372万5千円
4. 営業外費用(支払利息等)	4,743万0千円
<b>B経常利益(A+3-4)</b>	<b>1億3,341万1千円</b>
5. 特別利益	8千円
6. 特別損失	3万9千円
<b>当年度純利益(B+5-6)</b>	<b>1億3,338万0千円</b>

**資本的収支:** 水道施設の更新や耐震化に係る収支

1. 企業債	2億9,960万0千円
2. 工事負担金等	7,693万0千円
<b>A資本的収入(1+2)</b>	<b>3億7,653万0千円</b>
3. 建設改良費	8億 177万5千円
4. 企業債償還金	3億4,922万5千円
<b>B資本的支出(3+4)</b>	<b>11億5,100万0千円</b>
収支差額(A-B)	△7億7,447万0千円

※収支不足額は、損益勘定留保資金等で補てんします。

下水道事業

**収益的収支:** 下水道事業の運営に係る収支で、下水道事業の効率的な運営により当年度純利益2,992万5千円を計上

1. 営業収益(下水道使用料等)	18億7,734万4千円
2. 営業費用(事業運営費用)	20億9,327万8千円
<b>A営業利益(1-2)</b>	<b>△2億1,593万4千円</b>
3. 営業外収益(長期前受金戻入等)	4億7,756万5千円
4. 営業外費用(支払利息等)	2億3,168万4千円
<b>B経常利益(A+3-4)</b>	<b>2,994万7千円</b>
5. 特別利益	0千円
6. 特別損失	2万2千円
<b>当年度純利益(B+5-6)</b>	<b>2,992万5千円</b>

**資本的収支:** 下水道管の敷設や浸水対策に係る収支

1. 企業債	14億2,540万0千円
2. 国・県補助金等	11億5,343万6千円
<b>A資本的収入(1+2)</b>	<b>25億7,883万6千円</b>
3. 建設改良費	27億8,332万0千円
4. 企業債償還金	4億5,272万2千円
<b>B資本的支出(3+4)</b>	<b>32億3,604万2千円</b>
収支差額(A-B)	△6億5,720万6千円

※収支不足額は、損益勘定留保資金等で補てんします。

# 雨水貯留管建設工事 現場見学会を開催しました!



新曽地区北大通りの浸水対策として、北大通りの戸田駅西口付近から山宮橋付近までの道路下に雨水を一時的に貯める雨水貯留管(内径6メートル、延長約920メートル)を整備しています。

この浸水対策について、理解を深めていただくため、8月と9月に現場見学会を開催しました。参加いただいたお子様達からは「雨水貯留管が大きくて驚いた」「雨水貯留管の役割について理解できた」「道路の下に入れて楽しかった」等のご意見、ご感想をいただきました。



## 雨水貯留管建設工事の進捗について

本工事は令和7年3月31日完成予定で工事を進めておりましたが、近年の社会情勢の変化により、特殊資材の調達に時間を要したことや作業員不足の影響などを受け工期を**令和8年3月31日**まで延長することとなりました。

今後は、雨水貯留管に雨水を取り込むための分水人孔の整備や雨水貯留管に溜まった雨水を排水するためのマンホールポンプ室の整備をしていきます。

工事にあたり交通規制等により皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、工事の進捗状況等はHPにて公表しておりますので、ご参照ください。

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/413/gesuido-tyoryu-kansinntyoku.html>

工事の進捗状況



## 雨水貯留タンクを設置して雨水を有効活用!

最大  
5万円  
補助

戸田市では、雨水を貯めて有効活用することができる【雨水貯留タンク】を設置する方に補助金を交付しています。

### 雨水貯留タンク 設置のメリット

- ① 花壇や菜園への水やりや庭への散水に利用できます!
- ② 災害による断水時の雑用水として役立ちます。(トイレの排水など)
- ③ 大雨時の河川への雨水流入を抑制する効果があります。

### 補助対象

- ① 市販されている雨水貯留タンクの設置工事
- ② 不要になった浄化槽を転用する改造工事 ※①②ともに1世帯(1事業所)1基まで

### 補助金額

設置工事に要した経費の2分の1以内の額。上限は5万円。

過去に本補助金の交付を受けてから5年を経過しており、更新して設置する場合は補助の対象となります。その他の条件等詳細については、総務課へお問い合わせいただくか、QRコードよりご確認ください。



▲設置例(新曽南庁舎正面入り口脇)



**⚠️ ご注意** 年度ごとに予算枠があるため、設置をご検討いただく段階で水安全部総務課までご相談ください。

# 新規デザインマンホールカードの配布を開始しました!



下水道広報プラットフォームのマンホールカード第23弾の発行にあわせ、新規デザインマンホールカードの配布を開始しています。

市の上下水道事業公式キャラクター「ぼたりん」、「シズクちゃん」に市の木「モクセイ」、市の花「サクラソウ」をあわせてデザインしたマンホール蓋のカードです。

実物のマンホール蓋は、戸田駅西口駅前交通広場に設置されておりますので、ぜひご覧になってみてください。



- 配布場所** 戸田市本町4-15-11(戸田公園駅前行政センター2階 戸田市観光情報館 トピック)
- 配布日時** 平日 10:00~20:00  
土日祝 9:00~17:30

## 戸田市内で入手できるマンホールカード

市内めぐりも兼ねてお越しくださいね!

- 1** 戸田市(キャラクター柄) 戸田市観光情報館 トピック 戸田公園駅より徒歩1分
- 2** 戸田市(ボート柄) 戸田市役所新曽南庁舎 浅間橋バス停より徒歩3分
- 3** 日本下水道事業団 研修センター 下笹目バス停より徒歩8分
- 4** 埼玉県流域下水道 埼玉県下水道公社 荒川水循環センター 下笹目バス停より徒歩5分
- 5** 埼玉県流域下水道 50周年記念 50イオンモール北戸田 イオンモール北戸田バス停より徒歩1分

### 埼玉県民の日は「水循環センター探検ツアー」へ!

埼玉県下水道公社では荒川水循環センター探検ツアーを開催します。普段はなかなか見られない施設をこの機会に見学してみませんか。参加していただいた方に記念品のプレゼントがあります。

- 日時: 11月14日(木) 午前の部10時~、午後の部13時30分~
- 場所: 荒川水循環センター(戸田市笹目5-37-14)
- 定員: 各回20名程度
- 申込方法: (公財)埼玉県下水道公社HPIにアクセスし、電子フォームで申込
- 申込期間: 10/24~11/7
- 問合せ: 048-421-5861

お願い

# 上下水道使用料金クレジットカード収納代行会社 変更に伴う切り替え手続きについて(令和7年3月末まで)



現行の「Yahoo!公金支払い」が令和7年3月を以て終了となることから、後継となる(株)エフレジ「F-REGI公金支払い」の申込受付を令和6年10月1日より開始しました。**現在、「Yahoo!公金支払い」によるクレジットカード支払いを行われている方はお手数ですが、令和7年3月末までに改めて「F-REGI公金支払い」へのお申込みをお願いいたします。**なお、**お申込みが無い場合、令和7年4月以降納入通知書支払いに切り替わりとなりますのでご了承ください。**



F-REGI公金支払いの  
申込はこちらから [https://suido.f-regi.com/fc/toda\\_city/](https://suido.f-regi.com/fc/toda_city/)

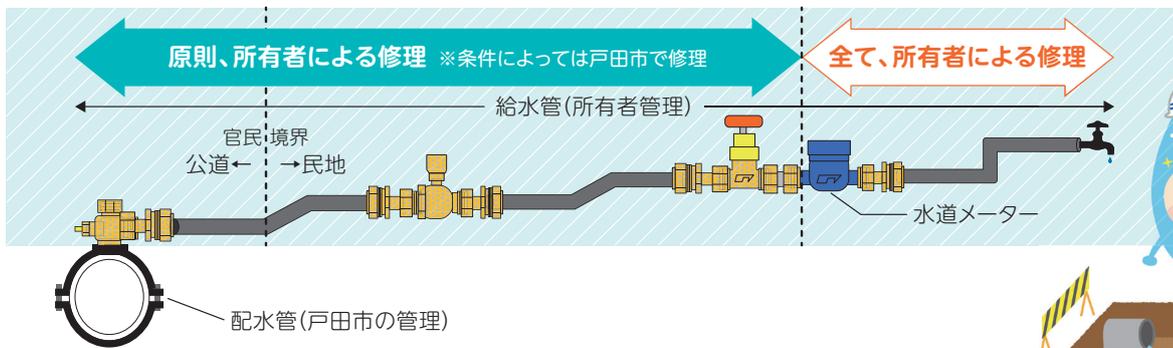


お申込みの際は、検針票(水道使用量等のお知らせ)に記載の水せん番号、確認番号が必要です。

## 漏水を発見したときには

戸田市で管理している水道管は公道に埋設されている「配水管」と呼ばれる水道管です。

配水管から各家庭へ分岐している水道管(給水管)は全て所有者の財産となります。そのため、給水管からの漏水修理については所有者の費用負担となりますが、水道メーターよりも道路側(水道料金のかかっていない部分)での漏水に関しては、一定の条件を満たす場合に限り、戸田市の負担で修理いたします。



戸田市の負担で  
漏水修理を行う条件

1. 配水管から水道メーターの間の漏水であること。
2. 土地等の所有者、場合により利害関係者の方から修理の承諾が得られること。
3. 工事箇所ブロック塀や樹木などの障害物がなく、容易に掘削できること。
4. 簡易的な復旧で済むこと。(アスファルト、コンクリート、砂利、土のいずれか)
5. 自然漏水(人為的な漏水ではない)であること。
6. 修理箇所が漏水部分のみ(前後は古いまま)であることにご理解いただけること。
7. 修理は平日日中となることと、修理当日に車の出入りや店舗の営業に影響があることに承諾が得られること。
8. 修理の結果、受水槽の清掃が必要な場合であっても、その費用は所有者の負担であり、戸田市は費用負担しないこと。
9. 漏水修理は緊急を要する場合を除き、順番での対応となることにご理解いただけること。

詳しくはこちら!



## 募集 ~パブリック・コメント~ 「戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の一部を改正する条例(案)」について、広く市民の皆さんから意見を募集します。

概要 | 既設の便所を水洗便所に改造する方への改造資金の融資のあっせん・補助事業の内、平成3年度以降実績が無い融資のあっせん事業を廃止します。  
資料公開場所 | 水安全部総務課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター(コンパル)、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館(さくらパル)、上戸田地域交流センター(あいパル)、水安全部総務課HP  
提出方法 | 資料公開場所への持参、郵送、ファクス(048-444-1609)または電子メール(mizu-somu@city.toda.saitama.jp)で  
募集期間 | 10月12日(土)~11月14日(木) 担当課 | 水安全部総務課(048-229-4606)

戸田市の水道・下水道のお問い合わせは  
戸田市水安全部上下水道お客様センター  
電話 048-229-4318 FAX 048-432-7396  
使用開始 使用中 料金 検針  
受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで

水道の使用開始・中止の手続きは  
スマホでも簡単にできます!  
URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-suido-tetuduki.html>  
お引越しをする方へ  
水道の手続きもお忘れなくお願いします。

編集・発行 戸田市上下水道事業  
〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階  
URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou>

